

平成27年2月定例会 総務委員会（事前）

平成27年2月9日（月）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時38分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計予算
- 議案第5号 平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 議案第36号 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について
- 議案第37号 児童福祉法施行条例等の一部改正について
- 議案第38号 徳島県安心こども基金条例の一部改正について
- 議案第39号 徳島県自然環境保全条例等の一部改正について
- 議案第40号 徳島県環境影響評価条例の一部改正について
- 報告第4号 損害賠償（公園事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 第2期徳島はぐくみプラン（案）について（資料②-1②-2）
- 徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（案）について（資料③-1③-2）
- 徳島県ひとり親家庭等自立促進計画（案）について（資料④-1④-2）
- 徳島県災害廃棄物処理計画（案）について（資料⑤-1⑤-2）
- 第1期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）について（資料⑥-1⑥-2）
- 関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の改定について（資料⑦）

福井県民環境部長

今議会に提出を予定いたしております案件の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

去る2月6日、徳島県南部で発生いたしました地震につきまして、県民環境部所管施設及び関連施設におきまして被害はございませんでした。今後ともあらゆる災害において、速やかな対応が出来ますよう、安全管理の徹底や連絡体制の再確認を行うなど、万全を期してまいります。

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、2月定例会

議会に提出を予定しております県民環境部関係の案件及び平成27年度主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成27年度一般会計・特別会計予算（案）及びその他の議案等といたしまして、条例案が5件、専決処分の報告が1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

平成27年度県民環境部主要施策について、2ページまでに13項目を記載しております。

その概要について、御説明申し上げます。

1の県民との協働事業の推進では、県庁コールセンターの運営など、各種広聴事業の推進を図るとともに、NPO等の社会貢献活動を促進するため、各種支援事業を行い、県民との協働事業の推進を図ってまいります。

2の次世代育成支援対策の推進では、少子化対策をより一層強化するため、結婚、妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない支援を実施するとともに、本年4月から本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、保育士確保や放課後子ども総合プランの推進など、地域の実情に応じた子育て環境の向上に努めてまいります。

また、増加する児童虐待問題に対応するため、体制の強化や広報・啓発事業を実施するほか、関係機関相互の連携強化を図ってまいります。

さらに、ひとり親家庭の自立に向けた幅広い施策を総合的に推進してまいります。

3の青少年対策の推進では、次代を担う青少年の健全育成を積極的に推進するとともに、PFI事業の導入により、県民への総合サービス拠点として再編整備した、「とくぎんトモニプラザ」の魅力ある管理運営を行ってまいります。

4の総合的な環境施策の推進では、「環境首都・先進とくしま」の実現を目指し、「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及を進めるとともに、環境教育の拠点である「エコみらいとくしま」において、多様な環境活動や環境学習・教育の取組を支援してまいります。

5の地球温暖化対策の推進では、低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策推進計画に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本県の豊富な自然エネルギーを活用し、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進してまいります。

2ページをお開きください。

6の循環型社会形成の推進では、廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする社会形成を目指し、各種リサイクル法の推進を図ってまいります。

7及び8の産業廃棄物・一般廃棄物処理対策の推進では、県独自の優良処理業者認定制度により、廃棄物の適正処理を推進するとともに、第三期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量等を推進し、循環型社会の形成を図ってまいります。

9の人と自然との調和の推進では、本県の貴重な自然について適正な保護と利用を図りながら、自然公園等の整備に努めるとともに、生物多様性の確保、野生鳥獣の適正管理を

推進してまいります。

10の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では、公害防止対策の推進を図るため、大気・水質等の常時監視や発生源に対する指導等を行うとともに、化学物質の適正な管理や汚染土壌の拡散防止対策等の促進など、環境汚染の未然防止に努めてまいります。

11の環境影響評価の推進では、開発行為の実施に際し、環境影響評価の審査及び指導を行い、生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。

12の文化の振興では、全国初二度の国民文化祭の成果を生かし、「文化の力によるまちづくり」を理念に、「あわ文化の創造・発信・活用」を更に推し進めるため、「とくしまきり芸術文化事業」を展開し、あわ文化を担う次世代人材の育成を図り、文化資源を活用した地域活性化に努めてまいります。

13のスポーツの普及振興では、総合型地域スポーツクラブ等を活用した健康づくりと地域の活性化を進めるとともに、競技力の向上に向けたトップレベル競技者・指導者の育成を図ってまいります。

また、国際スポーツ社会のキャンプ地や開催会場等の誘致に向けた取組を強化してまいります。

以上、平成27年度におきましても少子化対策の強化、環境行政及び文化・スポーツ振興に関する施策を進め、協働の視点に立って県民や地域が主体の県づくりを進めてまいります。

続きまして、3ページを御覧ください。

平成27年度一般会計予算についてでございます。

県民環境部の平成27年度一般会計当初予算の総額は、総括表の左から2列目のA欄の一番下の計欄に記載のとおり、113億8,667万円となっております。

平成27年度当初予算の編成に当たっては、当初予算で計上を必要とする義務的な経費や継続的な事業に係るものなど、骨格予算としておりますことから、前年度当初と比較いたしますと18億5,523万8,000円の減額、率にして86.0%となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

特別会計についてでございます。

こども未来・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、2億4,100万5,000円を計上しております。

前年度当初と比較しますと643万5,000円の増額、率にして102.7%となっております。

5ページを御覧ください。

各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、県民環境政策課関係でございます。

目名「計画調査費」の摘要欄②県民活動推進費におきましては、NPO・ボランティアなど、県民の社会貢献活動の促進や官民協働の推進を図るための経費を計上しております。

6ページをお開きください。

その他、県民環境部の給与費などを計上しており、6ページの合計欄のとおり、県民環境政策課の予算総額は21億5,600万9,000円となっております。

7ページを御覧ください。

こども未来・青少年課関係でございます。

目名「青少年女性対策費」では、摘要欄①青少年健全育成対策費のウ、新規事業「学び合い育て合う青少年啓発事業」など、次代を担う青少年を健全育成するための経費を計上しております。

また、目名「児童福祉総務費」では、新規事業としまして、摘要欄②児童虐待防止等対策費のキ、退所児童アフターケア事業による児童養護施設を退所した児童に対する相談支援をはじめ、8ページの摘要欄④イ（ア）の徳島攻めの婚活支援事業、キの放課後子ども総合プラン推進事業、⑤アの保育人材確保等推進事業など、本県の少子化進行に歯止めを掛けるため、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない地域独自の取組を実施するための経費を計上しております。

9ページを御覧ください。

また、目名「母子福祉費」では、摘要欄①母子福祉等対策費のオの新規事業「ひとり親家庭就労専門支援事業」など、様々な悩みを抱えるひとり親家庭に対する総合的な支援を行うための経費を計上しております。

こども未来・青少年課の予算総額は、72億9,261万6,000円となっております。

10ページをお開きください。

こども未来・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成を図るための経費として、総額2億4,100万5,000円を計上しております。

11ページを御覧ください。

環境首都課関係でございます。

目名「環境衛生指導費」の摘要欄①一般環境対策費では、アの新規事業「「きみもさんかして！」環境意識啓発事業」による「環境首都とくしま・未来創造憲章」を広く県民に普及するための取組をはじめ、新規事業イ「とくしま低炭素型社会づくり推進事業」や、ウの「ライフスタイルの転換」ステップアップ事業など、地球温暖化対策をはじめ、環境施策の推進に要する各種事業の経費を計上しております。

12ページをお開きください。

環境首都課の予算総額は、3億7,984万5,000円となっております。

13ページを御覧ください。

環境指導課関係でございます。

摘要欄②「廃棄物処理施設管理指導費」では、イの新規事業「第四期徳島県廃棄物処理計画策定事業」による廃棄物の減量化を図るための計画策定経費など、廃棄物の発生抑制や適正処理を促進するための経費をそれぞれ計上しております。

環境指導課の予算総額は、1億2,762万8,000円となっております。

14ページをお開きください。

自然環境戦略課関係でございます。

摘要欄①「自然環境保全等調査費」のアの新規事業「生物多様性とくしま戦略推進事業」など、「生物多様性とくしま戦略」に掲げる目標や重点施策等を推進するための経費を計上するとともに、⑥「鳥獣等保護費」におきましては、イの新規事業「ニホンザル適正管理事業」など、野生鳥獣の適正管理に要する経費を計上しております。

自然環境戦略課の予算総額は、1億6,375万6,000円となっております。

15ページを御覧ください。

環境管理課関係でございます。

摘要欄②「大気汚染対策費」では、イの新規事業「“とくしまのそら”はぐくみ事業」など、PM2.5をはじめとする大気汚染対策を推進するための経費を、④「水質汚濁対策費」では、新規事業イの「いのち育む水と人がふれあう「里海」推進事業」、ウの「那賀川下流域・地下水モニタリング強化事業」など、水質の汚濁状況の常時監視や発生源への立入調査の実施に要する経費をそれぞれ計上しております。

16ページをお開きください。

環境管理課の予算総額は、2億385万7,000円となっております。

17ページを御覧ください。

とくしま文化振興課関係でございます。

目名「文化及び文化財費」の摘要欄①文化振興費のアの「とくしまきりり芸術文化事業」及びイの新規事業「あわ文化未来展望事業」としまして、あわ文化を担う次世代人材の育成を図り、文化資源を活用した地域活性化を図るための経費を計上するほか、郷土文化会館や文学書道館の運営費などを計上しております。

とくしま文化振興課の予算総額は、5億1,050万5,000円となっております。

18ページをお開きください。

県民スポーツ課関係でございます。

目名「体育振興費」の摘要欄④県民総体育推進費においては、アの新規事業、「自転車をつながる人・まち」づくりプロジェクトにおいて、サイクルスポーツイベントの充実を図るほか、ウの新規事業、国際スポーツ大会キャンプ地等誘致推進事業では、日本で開催される3大国際スポーツ大会のキャンプ地や開催会場誘致のための県内の受入環境等の調査などの経費を計上しております。

県民スポーツ課の予算総額は、5億5,245万4,000円となっております。

19ページを御覧ください。

その他の議案等の条例案でございます。

今議会におきまして、5件の条例改正を提出することとしております。

まず、アの徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例については、土壌汚染対策法の一部が改正され、土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定等の権限が国から県に移譲されることに伴い、その事務に係る審査手数料を定めるほか、所要の整備を行

うものでございます。

20ページをお開きください。

次に、イの徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例については、保育士資格等の取得を支援することなどにより、子どもを安心して育てることができる環境の整備を引き続き推進するため、徳島県安心こども基金の設置期間を平成32年3月31日まで、5年間延長するものでございます。

次に、ウの児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正により、幼保連携型認定こども園に関する制度が創設されたことなどに伴い、所要の整備を行うものでございます。

21ページを御覧ください。

次に、エの徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の法律名が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

オの徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例については、環境影響評価法の一部が改正され、方法書の作成前の手続として計画段階配慮書の手続が創設されたことなどに伴い、所要の整備を行うものでございます。

22ページをお開きください。

続きまして、（2）専決処分の報告でございます。

蔵本公園で発生した事故について和解が成立し、平成26年12月26日に専決処分を行ったため、御報告させていただくものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

笠井委員長

議事の都合により、小休いたします。（11時57分）

笠井委員長

再開します。（13時03分）

報告事項が残っているようですので、説明をお願いします。

福井県民環境部長

続きまして、6点御報告させていただきます。

お手元にお配りの資料1-1を御覧ください。

まず、1点目は、第2期徳島はぐくみプラン（案）についてでございます。

さきの12月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施するとともに、徳島県少子化対応県民会議等での御意見を踏まえ、資料1-2のとおり、計画案

をまとめたところでございます。

今後は、県議会での御論議を頂いた後、本年度中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、資料2-1を御覧ください。

2点目は、徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（案）についてでございます。

同じく12月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、パブリックコメントや徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会等での御意見を踏まえ、資料2-2のとおり、計画案をまとめたところでございます。

今後は、県議会での御論議を頂いた後、本年度中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

3点目は、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画（案）についてでございます。

同じく12月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、パブリックコメントや徳島県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会等での御意見を踏まえ、資料3-2のとおり、計画案をまとめたところでございます。

今後は、県議会での御論議を頂いた後、本年度中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、資料4-1を御覧ください。

4点目は、徳島県災害廃棄物処理計画（案）についてでございます。

さきの12月県議会におきまして御報告させていただきました計画の骨子をもとに、市町村や庁内の関係部局と連携して計画（素案）を作成し、パブリックコメントをへて、資料4-2のとおり、計画（案）をまとめたところでございます。

1ページの「2 計画（案）の主な内容」でございますが、基本的な考え方として、災害廃棄物の処理については、発災後3年以内で終わることを目標にするとともに、域内処理、再資源化の徹底を図ってまいります。

2ページをお開きください。

国の災害廃棄物対策指針に沿って、平常時、応急対応時から復旧・復興時までの各段階における災害廃棄物処理業務の概要をお示ししております。

今後は、県議会での御論議を頂いた後、本年度中に計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、資料5-1を御覧ください。

5点目は、第1期徳島県ニホンザル適正管理計画（案）についてでございます。

「1 計画策定の背景及び目的」につきましては、ニホンザルによる農林業被害の防止や生活環境の保全を図るため、ニホンザルの管理方針を明確にし、その生息数の適正な水準への減少と生息地の適正な範囲への縮小を目的として、本計画を策定するものでございます。

「3 計画の期間」につきましては、改正鳥獣保護法の施行日であります平成27年5月

29日から平成29年3月31日までといたしております。

2ページをお開きください。

「6 管理の目標」といたしまして、加害ザルの群れの動向と被害状況を踏まえ、群れごとの特性に応じた順応的管理を行い、人とサルとの軋轢の低減を図り、10年後までに加害群の半減を目指します。

「7 加害群・個体数管理の考え方」につきましては、3ページのイメージ図のとおり、加害レベルや群れの状況に応じた個体数管理を進めてまいりたいと考えております。

「9 今後の予定」といたしましては、県議会で御論議を頂きますとともに、パブリックコメントの実施、徳島県環境審議会での御審議の後、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、資料6を御覧ください。

6点目は、関西広域連合「関西観光・文化振興計画」の改定についてでございます。

関西広域連合の広域観光・文化振興事務に係る重点的な施策の取組として、平成23年度に策定の関西観光・文化振興計画につきまして、訪日外国人旅行者の大幅な増加傾向や旅行者の多様化、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズ2021等の開催決定、平成25年9月に策定された文化振興指針の反映といった関西の国際観光・文化振興を取り巻く状況の変化を受け、裏面の目標達成のための戦略の⑦にございまして、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた取組などを盛り込み、今年度、計画改定を行うものでございます。

この計画改定につきましては、3月1日に開催予定の関西広域連合議会3月定例会に議案として上程され、御審議いただく予定となっております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、NPOのことについて少しお尋ねしたいと思います。

まず、県内にNPO法人がどれくらいあるのか。それから、NPO法人に対する県の取組について、お尋ねしたいと思います。

橋本県民協働室長

先ほど、県内のNPO法人の数、また、県のNPO法人への支援に関する施策につきまして、御質問がございました。

まず、NPO法人の数でございますけれども、本日現在、認証しておりますNPO法人は336でございます。

また、NPO法人の支援でございますけれども、NPO法人につきましては、福祉、教育文化、まちづくり、子育て、環境、国際協力など、様々な分野で多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応するものとしまして、大きな役割を果たすことが期待されています。

県では、こうした活動を総合的、一体的に支援するための拠点といたしまして、平成14年4月に徳島市の沖洲マリンターミナルビルに「とくしま県民活動プラザ」を設置いたしました。この「とくしま県民活動プラザ」におきましては、県民活動に関する情報収集や社会貢献活動の情報提供、会議室や作業室の貸出し、様々な活動をされている方が出会う交流の場の提供、研修や講座の開催などの人材育成、寄附文化の醸成やNPO法人への寄附を促す仕組みでございます認定NPO法人制度のPRなど、NPO法人の支援に努めているところでございます。

岸本委員

認定NPO法人ということで、今の説明の最後のほうにあったのですが、認定NPO法人というのはどういう概要で、どういうメリットがあり、今、県内に認定NPO法人が幾つあるのか。簡単に結構ですので教えていただけますか。

橋本県民協働室長

認定NPO法人の概要とそのメリット、また、本県に認定NPO法人はどれくらいあるかという御質問を頂いております。

認定NPO法人制度につきましては、NPO法人への寄附を促すことによりまして、NPO法人の活動を支援することを目的としておりまして、NPO法人のうち、一定の要件を満たしております法人については、都道府県や政令指定都市等から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定基準といたしましては、まずはパブリック・サポート・テスト、これは広く市民からの支援を受けているかどうかという基準でございますけれども、経常的な収入に占めます寄附金の割合が20%以上又は3,000円以上の寄附者が年平均100人以上であることとか、また、運営組織や経理が適切であること、事業活動の内容が適正であることなど、全部で8項目が決められておりまして、これらの基準をすべて満たすことにより認定NPO法人となります。

次に、メリットでございますけれども、例えば、個人の方が認定NPO法人に寄附をした場合、寄附金額の約50%の税額控除が受けられます。例えば、1万円の寄附をしますと、1万円から2,000円を引いた8,000円の50%である4,000円の税額控除が受けられるという税制上の優遇措置がございます。加えまして、適切な業務運営や財政状況であるということによって社会的信用が高まり、寄附金を集めやすくなるなど、法人の活動を大きく後押しす

るものでございます。

本県の認定NPO法人でございますけれども、現在2団体ございまして、ベートーヴェンの第九の演奏会を開催し、県民参加のもと、広く音楽文化の普及向上活動を行っております鳴門「第九」を歌う会、そして、県内で社会貢献活動を行い、NPOの中間支援組織であるNPO法人でございます、とくしま県民活動プラザの2法人がでございます。

しかしながら、認定NPO法人については、先ほど申し上げたパブリック・サポート・テストといった寄附の要件を満たすことがなかなか困難であり、また、このテストを満たしても、運営組織及び経理に関する要件としまして、公認会計士等の監査を受けているとか、青色申告法人と同等の取引記録や帳簿の保存を行っているといった基準がございまして、複式簿記の原則に従うとか、仕訳帳、総勘定元帳等の帳簿を備えていることとか、帳簿書類等を7年間保存していることが必要でございまして、これらの基準を満たすことが困難でございますことから、県内のほうでもなかなか認定NPO法人が増えない状況でございます。

岸本委員

NPO法人が336あって、国が定める特例措置が受けられる認定NPO法人が2法人ということで、非常にハードルが高いのかなと思います。

そこで、国の認定NPO法人までの高いハードルではなく、ちょうど中間といいますか、条例で控除対象特定非営利活動法人制度を定めている県があるとお聞きしたのですが、どれくらいの県でそういった制度を定めているのか。また、その制度はどういうものなのか、教えていただけますか。

橋本県民協働室長

委員のほうから、控除対象特定非営利活動法人制度を定めている県と、その概要につきましての御質問がございました。

まず、控除対象特定非営利活動法人制度につきましては、今、私どもが把握している範囲でございますと、11道府県のほうで同様の制度を定めております。

この控除対象特定非営利活動法人制度につきましては、認定NPO法人制度と同様にNPO法人への寄附を促しまして、NPO法人への活動を支援する制度でございます。各県のほうでは一定の要件を定めまして、これを満たすNPO法人を条例で個別に指定することによりまして、県民税の優遇措置を受けることができます。

例えば、熊本県が決めております一定の要件につきましては、3,000円以上の寄附者が年50人以上でございますとか、ボランティアに参加した人数が年50人以上とか、インターネットの利用等によりまして事業活動や収支状況などを公開しているとか、また、運営組織や経理が適切であるといった11の項目がございまして、この項目を満たしますと、申請によりまして県の控除対象特定非営利活動法人制度となります。

そして、その場合のメリットでございますけれども、個人の方からこの法人のほうに寄

附をいたしますと、県民税のほうから寄附金額の約4%の税額控除が受けられます。

先ほどの例で言いますと、1万円を寄附しますと2,000円を引きました8,000円の4%の320円の税額控除と、あと、県の基準を満たした団体としまして、社会的信用が高まります。また、県の条例で指定しましたNPO法人が認定NPO法人になりたいということで申請をした場合、先ほど申し上げました認定NPO法人になるための要件の一つでございますパブリック・サポート・テストの要件で、収入金額のうちの寄附金の割合が20%以上とか、または3,000円以上の寄附者が年平均100人以上といった要件が免除になるといったメリットがございます。

岸本委員

NPO法人で活動されていることによりまして、県としても非常に助かるといいますか、ますますしっかりした団体に活動してもらわなければならないという観点からしますと、今、47都道府県中、11道府県が導入しているとのことですが、是非とも徳島県での導入を検討してもらいたいと思います。その辺のお考えはどうでしょうか。

橋本県民協働室長

先ほど委員のほうから、控除対象特定非営利活動法人の制度につきまして、本県でも導入すべきではないかとの御質問を頂きました。

特定非営利活動促進法につきましては、今年の4月を目途としまして、法の実施状況や特定非営利活動を取り巻く社会経済の情勢等の変化等を勘案しまして、NPO法人の認定に係る制度でございますとか、また、NPO法人に対する寄附を促進させるための措置等につきましての検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるとされていきますので、県独自の基準によります控除対象特定非営利活動法人制度を研究するに当たりましては、この内容を踏まえた対応の必要があると考えております。

今後、この法律の動向を注視しますとともに、既にこの制度に取り組んでいます11道府県の状況について調べるなどいたしまして、この制度に関する研究をしてまいりたいと考えております。

岸本委員

繰り返しになりますが、336のNPO法人の登録があって、ワンランク上の認定NPO法人が徳島県では二つしかないということですので、やはり県独自で、更にNPO法人が活発に活動しやすくできるように、制度を補充、拡充する必要があると思います。室長の答弁に満足していないわけではありませんが、その辺の部長の決意について、お願いします。

福井県民環境部長

ただいま、橋本室長のほうからるる御説明を申し上げましたが、NPO法人の活躍守備

範囲というのは非常に広うございまして、私どもも県民の皆さんとともに県政と一緒に歩んでいくといったスタンスは非常に大事であると認識いたしております。

内閣府が調査をいたしました全国調査でも、現在の全国のNPO法人の中で、約7割が財政的に非常に厳しく、いわゆる寄附によって運営されているようございまして、そちらの状況がまず一つにございます。今、NPO法人の資格は認められたものの、非常に厳しい運営を強いられている現状があります。

それから、更にランクアップする認定特定法人に関するNPOの法人取得についても、先ほどPSTといった大きなハードルがあるということ、また、帳簿上の保管についても7年間といった保管基準があるということで、先ほども室長が申しましたとおり、今、法律の附則の改正について、国のほうでもう一回見直しをしているところでございます。

そういったことで、徳島県におきましても全国の11の先進事例といったものを参考にしながら、どういうふうに持っていけば皆さん方がステップアップできるのか、いわゆるハードルは何なのか、分析させていただく時間を少し頂きたいと思っております。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（13時27分）